

○国立大学法人筑波技術大学教員の活動状況評価に関する規程

令和3年9月29日
規程第15号

最終改正 令和4年7月27日 規程第61号

(目的)

第1条 国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）は、教員個人の活動状況について点検・評価し、もって本学の教育及び研究等の向上に資するよう、次の各号に掲げることを目的として教員の活動状況評価（以下「評価」という。）を実施する。

- (1) 教員が、自己の活動を点検することによって、その活性化に役立てるとともに、自己の活動の改善と向上に努めることを促進する。
- (2) 教員の活動に対する正当かつ積極的な評価による処遇への反映やインセンティブの付与に資する。
- (3) 評価の結果を総合的に分析し、本学及び各部局等の教育、研究、社会貢献及び管理運営等の活動の改善と向上に努める。
- (4) 教員の活動状況及び評価の結果を公表することによって、本学が広く国民の理解と支持を得られるよう努め、もって社会への説明責任を果たす。

(評価の対象教員、実施単位及び実施体制)

第2条 評価の対象とする教員は、本学の教授、准教授、専任の講師、助教及び助手（特任教員を除く）とする。ただし、評価対象年度において、在職期間が1年未満の者は対象から除くことができるものとする。

- 2 評価の実施単位は、産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターごととする。ただし、保健科学部附属東西医学統合医療センター（以下、「医療センター」という。）に所属する教員については、保健科学部の実施単位に含める。
- 3 前項に規定する実施単位（以下「部局」という。）ごとの実施及びその結果の取りまとめ等は当該部局の長が行う。
- 4 部局のいずれにも所属していない教員については、学長が実施するものとする。

(教員の活動状況評価委員会)

第3条 評価の実施に関する全学的な方針の決定、結果の集計及び公表、その他全学的調整を行うため、教員の活動状況評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事及び副学長
 - (3) 産業技術学部長及び保健科学部長

- (4) 障害者高等教育研究支援センター長
- (5) 事務局長
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、学長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(評価領域、評価項目及び評価期間)

第4条 評価領域は、教員の活動を「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理運営」の4つの領域（以下「各領域」という。）に分類する。

- 2 評価項目について、前項に規定する評価領域ごとの基本的な評価項目は別表のとおりとする。
- 3 前項に規定する基本的な評価項目に含まれないもののほか、含まれるものであっても単に数値だけでは十分な評価ができないと考えられるものについては、評価領域ごとに特記事項として取り扱うこととする。
- 4 評価期間は、各領域について次に掲げるとおりとし、毎年度全学一斉に実施するものとする。
 - (1) 教育 評価対象年度1年間
 - (2) 研究 評価対象年度までの3年間
 - (3) 社会貢献 評価対象年度1年間
 - (4) 管理運営 評価対象年度1年間
- 5 評価期間のうち、育児休業及び介護休業等の期間がある教員については、当該期間を考慮して評価するものとする。

(評価の実施)

第5条 評価は、次項以降に定める手順により実施する。

- 2 部局の長は、部局ごとに、所属する教員に対して、毎年度、「教員の活動状況評価に係る評価シート（別記様式第1）」（以下、「評価シート」という。）の提出を求める。
- 3 対象教員は、部局で定められた期限までに評価対象年度の評価シートを作成し、部局の長へ提出する。
- 4 部局の長は、対象教員から提出を受けた評価シートを確認し、委員会に提出する。
- 5 事務局は、別表において収集方法が「学内データ」とされている評価項目に係る学内データを収集し、委員会に提出する。
- 6 委員会は、前2項により提出があった評価シート及び学内データに、別表において収集方法が researchmap とされている評価項目に係るデータを加え、個々の教員の「教員の活動状況評価に係る評価結果シート（別記様式第2）」（以下、「評価結果シート」という。）

に転記する。

7 委員会は、前項により転記されたデータに基づき各領域の活動状況をそれぞれ5段階に評価した上で、各領域にそれぞれ重み付けを行い、5段階の総合評価を決定し、個々の教員の評価結果シートに転記する。

(1) 各領域の評価に係る評点は、全教員の領域ごとの得点を上位から下位まで5つに区分し、決定するものとする。なお、各区分における割合は概ね次の表のとおりとする。

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 領域評点 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 割合 | 15% | 20% | 30% | 20% | 15% |

(2) 各領域の重み付け係数は、本人の全活動に占める各領域の活動に係る割合を示したエフォート率を踏まえ、各領域の合計が「10」となるよう正の整数で定めるものとし、業務命令上やむを得ない事情がある場合に限り、特定の領域について「0」とすることも可とする。なお、教員から重み付け係数の提出がなかった場合、当該教員の各領域の重み付け係数は全教員の重み付け係数の平均を踏まえ委員長が定めるものとする。

(3) 総合評価は各領域評点に当該領域の重み付け係数を乗じて算出された総合評点に応じ次の表のとおりとする。

| 総合評点 | 総合評価 |
|------------|-----------|
| 4.5以上 | S：特に優れている |
| 3.5以上4.5未満 | A：優れている |
| 2.5以上3.5未満 | B：適切 |
| 1.5以上2.5未満 | C：概ね適切 |
| 1.5未満 | D：改善を要する |

(評価結果の通知等)

第6条 委員会は、部局の長に対して当該部局の教員個人の評価結果シートを提供する。

2 部局の長は、前項により提供を受けた評価結果シートにより、評価結果を教員個人に対して通知し、評価の高い教員に対しては、その活動の一層の向上を促し、また、評価の低い教員に対しては、適切な指導及び助言等によって活動の改善を促すものとする。

(評価結果の活用等)

第7条 評価結果は、教員が次の評価期間の活動を充実させるために活用するものとする。

2 学長及び部局の長は、評価結果を参考にして、必要により本学及び部局等の教育、研究、社会貢献及び管理運営等の活動の改善に役立つように適切な措置を講ずるものとする。

3 学長及び部局の長は、この規程による評価が量的な観点に重きを置いていることを鑑み、評価シートの特記事項欄への記載を含め、質的な観点も考慮した上で、教員個人の処遇等へ反映させるなどの適切な措置を講ずるものとする。

(評価結果の公表等)

第8条 評価結果は大学全体として集計したものを公表する。

- 2 学長、理事、監事及び副学長は、この規程の目的達成のため、必要に応じ評価結果を閲覧することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、委員会が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年9月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 筑波技術大学における教員の個人評価指針(平成20年9月26日学長裁定)及び筑波技術大学における教員の個人評価に係る結果活用に関する基本方針(平成20年9月26日学長裁定)は、廃止する。
- 3 学長は、この規程の施行後3年を目途として、評価の実施状況を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条第2項関係）

| 領域 | 評価項目 | 単位 | 係数 | 収集方法 |
|----------|---|------|---------|----------------------|
| 教育 | 授業担当時間数（特別研究除く） | コマ数 | 0.07 | 評価シート |
| | 授業担当時間数（非常勤講師世話人） | コマ数 | 0.03 | 評価シート |
| | 修了論文指導 | 学生数 | 4 | 学内データ |
| | 修了論文副指導 | 学生数 | 2 | 学内データ |
| | 卒業論文指導 | 学生数 | 2 | 学内データ |
| | 国際交流（学生渡航引率・受入れ） | 件数 | 2 | 学内データ |
| | 就職指導講座 | 件数 | 0.3 | 学内データ |
| | クラス担任 | クラス数 | 2 | 学内データ |
| | クラス副担任 | クラス数 | 1 | 学内データ |
| | アカデミックアドバイザー教員 | 学生数 | 0.3 | 学内データ |
| 研究 | 受賞（筆頭／筆頭以外） | 件数 | 10／5 | researchmap |
| | 論文（筆頭／筆頭以外，査読あり） | 件数 | 4／2 | researchmap |
| | MISC（筆頭／筆頭以外） | 件数 | 2／1 | researchmap |
| | 書籍等出版物（筆頭／筆頭以外） | 件数 | 2／1 | researchmap |
| | 講演・口頭発表等（筆頭／筆頭以外） | 件数 | 2／1 | researchmap |
| | Works（作品等）（筆頭／筆頭以外） | 件数 | 2／1 | researchmap |
| | 共同研究・競争的資金等の研究課題（筆頭／筆頭以外） | 件数 | 2／1 | researchmap |
| | 学内競争的資金の研究課題（筆頭／筆頭以外） ※申請者が部局長等に限定されているものを除く | 件数 | 0.2／0.1 | 学内データ |
| | 産業財産権（筆頭／筆頭以外） | 件数 | 4／2 | Researchmap 学内データ |
| | 学術貢献活動 | 件数 | 1 | researchmap |
| 社会 貢献 | 医療センターでの診療時間数 | 半日／週 | 6 | 学内データ |
| | 委員歴（学外） | 件数 | 1 | researchmap |
| | 大学入試センター委員 | 件数 | 1 | 学内データ |
| | 科研費審査委員 | 件数 | 1 | 学内データ |
| | 社会貢献活動 | 件数 | 1 | researchmap |
| | 広報（見学対応） | 件数 | 0.3 | 学内データ |
| | 国際交流（見学対応） | 件数 | 0.5 | 学内データ |
| 管理 運営 | 役職（管理職手当／役職手当／手当なし） | 件数 | 4／2／1 | 学内データ |
| | 学内委員会委員／教員人事委員会委員 | 件数 | 1／0.5 | 学内データ |
| | その他全学的役割 | 件数 | 1 | 学内データ |
| | 入学試験問題作成 | 件数 | 1 | 学内データ |
| | 入学試験業務（試験監督等） | 件数 | 0.3 | 学内データ |
| | 学生募集 | 件数 | 0.3 | 学内データ |
| | 職域開拓（企業対応等） | 件数 | 0.3 | 学内データ |